

Title	ゲルハルト・シルファート著、上杉重三郎・伊東勉共譯『ドイツ三月革命の研究』
Sub Title	Gerhard Schilfert : Sieg und Niederlage des demokratischen Wahlrechts in der deutschen Revolution 1848-49
Author	多田, 眞鋤(Tada, Masuki)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1956
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.29, No.8 (1956. 8) ,p.67- 71
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	紹介と批評
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19560815-0067

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

たしても疑問を禁じえない。つまり、親子関係という本質的に非合理的なものを、子の養育という合理的なものにおきかえて把握するのは、たしかに正しい意味を含んでいるけれども、あまりに性急な割り切り方のようにも思われる。その他、全般的に、解釋論と立法論の限界の不明確なところが、時々あるかのように感じられるが、いかがなものであろうか)、ともあれ、戦後十餘年を経て、いよいよ家族法の民主化が緊要な課題とされる現時にあたり、本書のような示唆に富む研究を世におくられたことの意義は、きわめて大きい。教授の眞摯な御研究に心からの敬意を感じるのは、おそらく私ひとりではあるまい。

おわりに、頁数の都合とはいえ、珠玉のような諸論稿にたいし、あまりに粗雑な概観でおわつたことについて、著者の谷口教授に、ふかくお詫びを申しあげるしだいである。(有斐閣發行・價三五〇圓)

(田中 實)

ゲルハルト・シルファート著
上杉重三郎・伊東勉共譯

『ドイツ三月革命の研究』

(一)

三月革命の歴史的問題性は、ドイツにおける政治的自由主義の展

紹介と批評

開過程において、更にはそのトレーガーとしてのドイツ・ブルジョアジーの成長過程において重視されるべきものであるのみでなく、ドイツ社會主義思想、ドイツ労働者運動の観点からみても、頗る *Problematisch* な性格を有している。それ故、従来ドイツ史の内在的課題として、三月革命については多くの秀れた研究がなされている。三月革命研究史に關しては、例えば、V. Valentin, *Geschichte der deutsche Revolution 1848/49* や、矢田俊隆教授「一八四八—一八四九年のドイツ革命の研究について」(歴史學研究第一三六號所收)に詳述されており、矢田教授のいわれるごとく「このような激情的なそしてまた切實な出來事に對する關心は、もとより現實の歴史そのものの中に深く根ざし、歴史の推移と共にあるいは前面に現れ、あるいは忘却の彼方に後退した。そしてまた學問的研究自體も現實的關心の影響下に、次第に方法的深化と對象的擴大の途を辿つて來た。」ものであるといえよう。

今次大戰後、間接的には學問研究の場における自由の再興と、直接的には革命百年祭を契機としてか、ドイツにおける三月革命研究は活氣を呈して來た感がある。近年の *Historische Zeitschrift* にも三月革命關係の論説が若干掲載されているし、ここにその邦譯を紹介する Gerhard Schifert: *Sieg und Niederlage des demokratischen Wahlrechts in der deutschen Revolution 1848-49*, Berlin 1952 以外にも、例えば、Karl Obermann: *Einheit und Freiheit*, Berlin 1950. Derselbe: *Die deutschen Arbeiter in der Revolution von 1848*, Berlin 1953. H. Kammtzer: *Die wirtschaftliche Struktur Deutsch-*

lands zur Zeit der Revolution 1848, Berlin 1952 (この書評は、廣實源太郎氏・西洋史學 1954, Vol. XXIV 掲載)等、東獨における諸研究や、更にはこれらと併行して、西獨においても、Wilhelm Mommsen; Größe und Versagen des deutschen Bürgertums, Stuttgart 1949. Rudolf Stadelmann; Soziale und Politische Geschichte der Revolution 1848, München 1949 (この書評は、廣實源太郎氏・西洋史學 1952, Vol. XII 掲載)等の現代の問題意識に立脚した研究がなされている。以上のように特に三月革命研究と表題されていない著述においても、例えば Friedrich G. Sell; Die Tragödie des deutschen Liberalismus, Stuttgart 1953. Heinrich Heffer; Die deutsche Selbstverwaltung im 19. Jahrhundert, Geschichte der Ideen und Institutionen, Stuttgart 1950 及び Alexander Abusch; Der Irrweg einer Nation, Berlin 1951 (この邦譯は、道家忠道・成瀬治氏譯「ドイツの歴史の反省」)のように、三月革命をその側面から考察した研究もかなり現れてきている。

わが國においても、例えば林健太郎教授「三月革命と社會主義」(西洋史學 1951, Vol. XI)や、廣實源太郎氏「獨逸自由主義の性格」(西洋史學 1950, Vol. VI)・畑田重夫氏「ブルジョア革命における擔當者内部の矛盾と對立——三月革命をめぐるマルクス・エンゲルスの著作・思想・行動を中心として——」(戸澤鐵彦教授還暦記念論文集「ブルジョア革命の研究」所收)等の論説も現れているし、更には矢田俊隆教授によつて「三月革命前期の代表的思想家 Rortéck, Wejcker, Dahlmann 等を取りあげてその思想内容を

明かにし、かつ相互に比較しつつ現實との關連においてその歴史的意義を指摘し、以て一九世紀前半のドイツ自由主義の性格について若干の立言を導きたい。」と試みられた「ドイツ初期自由主義の一考察」(西洋史學 1953, Vol. XVIII 八八頁参照)が「日本西洋史學會第四回大會報告」においてなされており、又、今年五月に開催された「第七回大會報告」では、同じく矢田教授によつて「三月革命の政治過程における諸問題」(日本西洋史學會第七回大會報告要旨三五頁参照)と命題された報告がなされているように、後進國家の問題性を内包するわが國でも、漸次「ドイツ三月革命」乃至は「後進國家における自由・民主主義の問題」にその關心がむけられてきている。

ここに紹介をするスルリンのファンボルト大學教授ザルハルト・シルフファートの本書は、この邦譯のサブタイトルに附された「一八四八—四九年ドイツ革命における民主的選舉權の勝利と敗北」(Sieg und Niederlage des demokratischen Wahlrechts in der deutschen Revolution 1848-49)がその原著名である。

II

而して、従來この「三月革命」は、ヨーロッパ史的に觀た場合には、フランスにおける「二月革命」の衝撃によつて反應を示した單なる附隨的事件にすぎず、所謂「未完成な市民革命の典型」として取扱われて來たのであるが、シルフファート教授は、「普通平等選舉權の獲得は、一八四八年以前においては、ヨーロッパのいずれの國家においても實現していなかつたのであるし、このドイツ革命にお

いてブルジョア民主黨の最左翼として闘つた労働者が自己を解放するための中心的な政治的要求の一つであつた。このとき労働者階級は小ブルジョアの進歩的な部分とともに民主的選挙権制度のための大衆運動をおこなつた。」(二頁)とのべ、所謂、プロレタリアの解放闘争運動に視點を据えて、「ドイツ革命における民主的選挙権のための闘争は、その當時の政治闘争一般の中心點の一つであつた。

この闘争は、廣汎な大衆が政治的にいつそう成熟し政治權力の獲得をめざす闘争の必然性を確信することに決定的な寄與をした。」(六頁)のであり、「このような大衆運動が存在したという事實は、いまままで一八四八―四九年の革命を敘述するにあつて、すつかり見落とされてきたか、あるいはわずかに不十分な注意しか拂われなかつた。それというのも、このドイツ革命の觀察者は、右の事實に注視せざるをえなかつたけれども、あらゆる史料を利用するための可能性を十分にもつていなかつたからである。時代の制約がここに働いている。一八四八―四九年のドイツ革命については、まずハンズ・ブルーム『一八四八―四九年のドイツ革命』(一八九八年刊)にはじまつて、ヴァイト・ヴァレンティン『一八四八―四九年ドイツ革命史』(一九三一年刊)およびルドルフ・シュターデルマン『一八四八年革命の社會政治史』(一九四九年刊)にいたる著作が存在するけれども、これらの著作は多かれ少かれこの意義深い事態を見逃している。」(二頁)のであるし、特に、一ブルジョア史家ヴィルヘルム・モムゼンの最近の著書『一八四八―一八四九年の歴史への寄與』は『ドイツ・ブルジョア階級の能力とその限界』という表題がつけてあるが、その選挙権にかんする章の中で、とくにこの點

について誤つた見解を示している。すなわち、モムゼンは、「一八四八年三月には選挙権問題の重要性を人々はまだほとんど感づいていなかった」と述べているが、このことは、民衆については全くあてはまらないことである。」と主張している。著者は、所謂、階級史觀に基づいて、無産階級の選挙権獲得闘争にウェイトをおいて本書を左のごとく構成している。

- (1) 三月革命前のドイツにおける選挙権史
- (2) フランス二月革命における民主的選挙権運動の勝利
- (3) ドイツ三月革命の前後
- (4) 三月革命より合同州會召集に至る間の民主的選挙法實施のための闘争、とくにプロイセンについて
- (5) プロイセンの新選挙法とその結果
- (6) 準備議會における選挙権問題の審議
- (7) ドイツおよびプロイセン國民議會選挙の結果と成果
- (8) ドイツ諸國における選挙権運動と選挙権論争
- (9) プロイセンにおける民主的選挙権に反對する反動の開始
- (10) ドイツ國民議會憲法委員會の選挙法草案
- (11) ドイツの世論は選挙法案をどのように受取つたか
- (12) ドイツ國民議會における選挙権論争およびドイツ帝國選挙法の成立
- (13) 一八四九年春プロイセンにおける民主的選挙権排除の諸計畫
- (14) 三級選挙権にかんする審議
- (15) プロイセンにおける三級選挙法の實施
- (16) 民主主義者と三級選挙法

(四) 三級選挙法による第一回選挙とその結果

三

總括的に評するならば、従来の該研究において等閑視されたり、或いは時代的制約のために照明を與えられなかつた分野の諸問題に、著者は積極的に、且又豊富な史料を操作しつゝ詳細にアプローチし、その成果はかなり評價されていいと思う。著者自らもべているように「史料の利用が困難であるために、ドイツ諸國すべてにわたつてひろく論ずることはできず」その故に、「とくにプロイセンおよびフランクフルトでの過程がとりあげられている。」のであるが、三月革命の政治過程の特質は、著者の限定した範圍に最もテイピカルに現れているとみてよいと思われる。然し、「普通平等選挙權が、一八四八年の春にドイツで立法化されはじめたのは、大ブルジョア自由主義者や三月革命以前の支配權力者などの洞察によるものではなくて、参政權を勞働者と民主主義的小ブルジョアとが無條件的に要求したことのみによるのであつた。彼らの闘争は、民主的選挙權にたいするブルジョアジー、國王、國王に仕える官僚、封建貴族たちの反對をうち破つた。」(三九七頁)と斷定しており、さらに、「一八四九年における五月蜂起で民主勢力が敗北したのちに反動がまず最初の仕事として普通平等選挙權を除去しようとした事實は、反動勢力がこの選挙權を存続させても何の利益も得られないで、かえつて、最大の損害をうけるのを恐れていたことを示している。またプロイセンの反革命勢力が普通選挙權一般にあえて手を觸れようとはしないで、段階的選挙をもつて平等の選挙權とおきかえ

たという事實は、反革命の勝利ののちにも普通選挙權思想が國民大衆のあいだにしつかり根をおろしていたことを示している。」(四〇〇頁)と結論しているのであるが、果して著者の指摘のように、三月革命の政治過程において、ドイツ勞働者階級はそのような成熟期に入つていたのであるうか、すなわち、G・ルカーチもその著 *Die Zerstörung der Vernunft, Aufbau-Verlag Berlin, 1954* にのべているごとく、「ドイツでのいかなる革命も、實際の農業改革をもたらしなかつたし、小邦への分立化を眞剣に取扱おうとしなかつたし、プロイセンにおけるユンカー支配を實際にぐらつかせることもなかつたのである。」し、「ドイツの平民的階級は、この時期には彼らの利益を革命的な道においてかちとる力をもつていなかつた。それ故必要に迫られた經濟的・社會的前進は、對外政策上の諸關係の壓力の下で成立したものか、それとも支配階級の妥協として成立したものであつた。」のが現状ではなかつたのではなからうか。所謂「國家と市民社會の分離對立」が、未完成のまま三月市民革命の政治過程に突入した後進國家ドイツにおいては、市民社會内部における階級對立の鋭角化がシルファート教授の主張ほど明確に顯在していたのであるうか。著者も、その結語の一として「ドイツ革命の敗北を全體的に説明するところの原因、すなわち、なによりもまずブルジョアジーの裏切と小ブルジョア階級の無能とが、同様にまた民主的選挙權の敗北の原因にもなつている。」(四〇〇頁)といつているが、ブルジョアジーの裏切、小ブルジョアの無能力は、裏側からみるならば、「ドイツ資本主義の後進性とその悲劇」ということであり、この基礎社會において、勞働者階級のみが

「前衛意識」、「進歩的民主思想」を擔つていたとは考えられないのである。

この紹介においては、個々の問題に觸れないが、全體を通讀しての印象は、餘りにも階級史觀の通弊である「公式論」的割切り方が眼につくし、労働者大衆勢力の過大評價が顯著なように思われる。嘗て、ナチズム支配體制下においては、「血」「民族」というミトスの理念が現實具體的に過大評價されたのであるが、現下の東ドイツ體制下にあつては、労働者大衆というミトスが、支配的理念になつて、パースペクティブを固定化せしめているのではなからうか。

(昭和三十一年四月・日本評論新社 九〇〇圓)

(多田眞鋤)

執筆者紹介

中村 菊男	法學部教授	日本政治史、政治學
田中 實	法學部教授	民法
石川 忠雄	法學部教授	中國政治史
石井 良博	法學部助教授	政治思想史
多田 眞鋤	法學部助教授	政治學
中村 勝範	法學部副手	日本政治思想史